

様式第1号の3(第2条の2関係)

一般廃棄物収集運搬業許可(更新)証

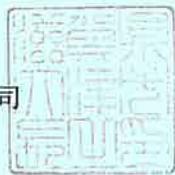
大津市指令環廃第7-75号  
令和5年3月27日

住 所 京都府京都市伏見区南寝小屋町91番地

氏 名 安田産業株式会社

代表取締役 安田 奉春 様

大津市長 佐藤健司



令和5年2月2日付けの一般廃棄物収集運搬業の許可の更新の申請については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第2項の規定により、次のとおり更新を許可します。

許 可 番 号	大一收運許環廃第75号
許 可 の 期 限	令和7年3月31日まで
取り扱う一般廃棄物の種類	一般廃棄物（ごみ）
営 業 の 区 域	大津市内一円（ただし、申請書添付の契約事業所一覧表に記載された事業所に限る。）
事務所及び事業場の所在地	<p>事務所 京都府京都市伏見区南寝小屋町91番地</p> <p>事業場 京都府久世郡久御山町佐山新開地27番地</p>
許 可 の 条 件	

## 注意事項

- 1 一般廃棄物の取り扱いについては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第3条及び第4条の2に規定する収集・運搬の基準によること。
- 2 事業の運営改善、向上及び従業員に対する交通事故防止等に留意し、常に関係法令、関係例規を遵守すること。
- 3 大津市の処理施設への搬入に当たっては、係員の指示に従うこと。
- 4 大津市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（以下「施行細則」という。）第2条の8の規定により、毎年5月31日までに、その年の3月31日以前の1年間の実績報告書を提出すること。
- 5 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第15項及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条の5に基づき帳簿を記載し、5年間保存すること。
- 6 一般廃棄物の収集に当たっては、市が定めた分別に従い適正に処理すること。
- 7 大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する規則第13条第4項の規定に基づき、廃棄物の搬入場所の変更を指示することがある。
- 8 関係者の請求があったときは、許可証を提示すること。
- 9 許可証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 10 許可期間の満了その他の理由により許可証が不要となったときは、直ちに許可証を市長に返納すること。
- 11 許可証を亡失し、毀損し、又は汚損したときは、施行細則第2条の6の規定により遅滞なく許可証再交付申請書を市長に提出しなければならない。
- 12 作業の実施に当たっては、予定した計画に基づき実施すること。
- 13 大津市個人情報保護条例の定めにより、個人情報の適正な取扱いを遵守しなければならない。